

令和4年度

浦河町鳥獣被害防止対策協議会総会議案

日 時 令和4年5月27日（金）13：30～

場 所 浦河町役場2階大会議室

総 会 次 第

1. 会長挨拶

2. 議 案

①報告第 1 号 令和 3 年度事業報告

②報告第 2 号 令和 3 年度収支決算

③監 査 報 告

④議案第 1 号 令和 4 年度事業計画（案）

⑤議案第 2 号 令和 4 年度収支予算（案）

⑥議案第 3 号 役員改選について

3. そ の 他

4. 閉 会

報告第 1 号

令和3年度事業報告

1. 会議開催状況

開催年月日	会議名	出席者数	備考
令和3年5月11日 (承認日)	定期総会	8名 (議決書数)	書面による開催
令和3年12月3日	第2回運営部会	9名	うち猟友会4名

2. 事業実施状況

- 事業名：新規狩猟者確保事業「浦河町狩猟セミナー」
(講師／猟友会浦河支部浦河分区 菊地素臣氏、浦河町産業課職員)
- 開催日：令和4年3月25日(金) 13時00分～
- 場 所：浦河町総合文化会館 2階 第3研修室
- 参加者：12名

3. その他報告(参考)

≪別添資料1のとおり≫

令和3年度事業実績状況

- ①有害鳥獣捕獲実績
- ②罠い畏によるエゾシカ捕獲事業
- ③浦河町野生鳥獣処理場の運営状況
- ④エゾシカー斉駆除実施状況
- ⑤浦河町鳥獣被害対策事業実績
- ⑥対象鳥獣捕獲参加証明書の交付状況

《別添資料1》

令和3年度事業実績状況

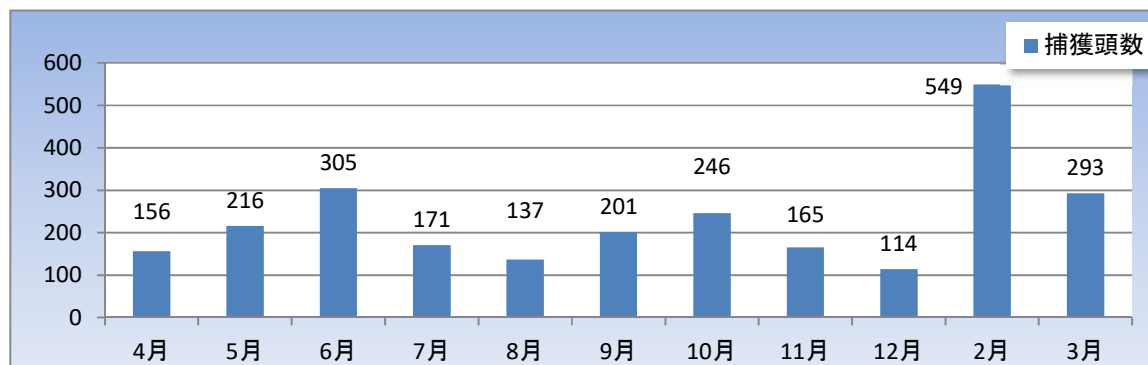
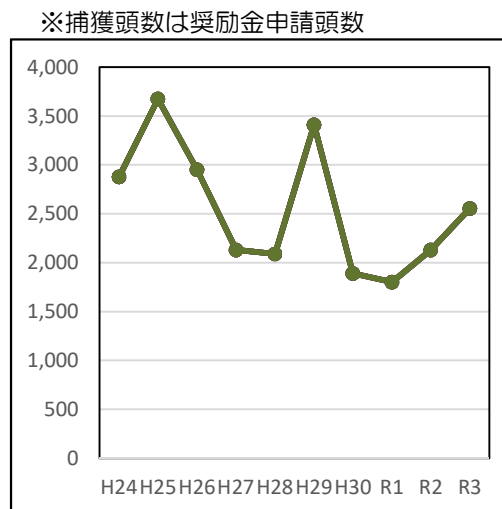
①有害鳥獣捕獲実績

(1) 有害鳥獣駆除許可及び従事者件数

対象鳥獣	許可又は従事者延件数		駆除頭羽数			有害鳥獣駆除期間
	銃猟	罾猟	当年度	前年度	比較増減	
エゾシカ	36件	22件	2,553頭 うち罾捕獲数 279頭	2,130頭 199頭	423頭 80頭	R3.4.1~R3.12.25 R4.2.1~R4.3.31
ヒグマ	33件	18件	10頭	5頭	5頭	銃 R3.4.1~R3.12.25 罾 R3.4.1~R3.12.25
キツネ	15件	10件	64頭	50頭	14頭	銃 R3.4.1~R3.9.30 R3.4.1~R4.3.31 (町職員・猟友会選出ハンター)
カラス	14件	-	5羽	9羽	▲4羽	R3.4.1~R3.9.30
タヌキ	-	9件	64頭	109頭	▲45頭	R3.4.1~R4.3.31 (町職員・猟友会選出ハンター)
アライグマ	-	9件	178頭	157頭	21頭	R3.4.1~R4.3.31 (町職員・猟友会選出ハンター)

■近年のエゾシカの捕獲状況と今年度の月別捕獲実績グラフ

年度	捕獲頭数	備考
H24	2,876頭	有害期間延長 [前年7ヵ月⇒8ヵ月] くくり罾導入
H25	3,673頭	有害期間延長 [前年8ヵ月⇒11ヵ月]
H26	2,952頭	
H27	2,131頭	
H28	2,091頭	
H29	3,408頭	
H30	1,890頭	
R1	1,802頭	
R2	2,130頭	
R3	2,553頭	



(2) 有害鳥獣駆除奨励金等交付状況

対象鳥獣	区分	単価	申請者 件数	申請 頭羽数	交付金額
エゾシカ	補助金 (※)	9,000円	21件	2,469 頭	22,221,000円
		8,000円	7件	17 頭	136,000円
		1,000円	10件	67 頭	67,000円
	奨励金	2,000円	21件	2,553 頭	5,106,000円
	計	-	-	処理場 搬入割合 100.0%	27,530,000円
ヒグマ	捕獲	10,000円	3件	10 頭	100,000円
	巡回	10,000円	2件	10 回	100,000円
	出動手当	5,000円	9件	40 回	200,000円
	運搬手当(設置)	20,000円	2件	3 回	60,000円
	運搬手当(撤去)	20,000円	2件	3 回	60,000円
	計	-	-	-	520,000円
キツネ	捕獲	3,000円	5件	43 頭	129,000円
タヌキ	捕獲	3,000円	2件	39 頭	117,000円
カラス	捕獲	700円	1件	5 羽	3,500円
アライグマ	補助金	1,000円	2件	116 頭	116,000円
	奨励金	2,000円	1件	99 頭	198,000円
	計	-	-	-	314,000円
合 計					28,613,500円

※単価区分：有効活用⇒9,000円、焼却⇒8,000円、幼獣⇒1,000円

② 罠によるエゾシカ捕獲事業（町がアイコンズに事業委託）

■ 実施担当 株式会社アイコンズ

■ 実施期間 令和3年4月7日～7月31日、令和3年10月1日～12月25日

■ 捕獲頭数

期 間	オス	メス	計
4/7～7/31	7頭	7頭	14頭
10/1～12/25	2頭	8頭	10頭
合 計	9頭	15頭	24頭

③ 浦河町野生鳥獣処理場の運営状況（H23開設）

■ 実施担当 株式会社アイコンズ

■ 処理頭数 2,683頭（うち有害捕獲 2,553頭 [95.2%]）

[内訳] ①有害捕獲 2,553頭（R3.4～12月、R4.2～3月）

②一斉駆除 71頭（R4.1～2月）

③罠 24頭（R3.4～7月、10～12月）

④その他搬入 35頭（死亡鹿、残滓回収等）

■ 開設日数 293日（毎週月曜日午後～火曜日休止）

④エゾシカ一斉駆除実施状況（日高東部鳥獣被害防止対策広域協議会事業）

- 実施時期 令和4年1～2月
- 実施日数 実9日間、延べ9日間
- 参加人数 延べ148人
- 捕獲頭数 71頭

⑤浦河町鳥獣被害対策事業実績

（1）新規狩猟者育成確保推進事業補助金

交付件数		申請者区分		補助金額	事業内容	
銃猟	罾猟	新規	取得済			
件	件	件	件	円	・申請手数料、予備講習料、医師診断書に係る費用助成	
実1	1	0	1	0		19,500
実2	1	2	2	0	43,300	前年度実績

※取得済とは、既に他の狩猟免許を取得している申請者をいう。

（2）くくり罾導入奨励事業補助金

交付件数	導入数量	購入金額計	補助金額	助成内容
件	基	円	円	・くくり罾購入経費の1/2以内 ・上限5,000円/基 1人10基まで
2	20	195,000	81,000	
3	22	212,030	87,000	前年度実績

⑥対象鳥獣捕獲参加証明書の交付状況

- ・鳥獣被害対策実施隊員（対象鳥獣捕獲員）の銃所持許可更新等に係る技能講習免除に必要な標記証明書を下記のとおり交付しました。

◎令和3年度交付件数： 14件（ライフル銃：9件、散弾銃：4件、両方：1件）

報告第2号

令和3年度収支決算

鳥獣被害防止対策協議会

収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要
補 助 金	30,000	5,000	25,000	浦河町より
合 計	30,000	5,000	25,000	

支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	摘 要
報 償 費	30,000	5,000	25,000	浦河町狩猟セミナー講師謝礼
合 計	30,000	5,000	25,000	

収入総額 5,000円－支出総額 5,000円＝ 0円(翌年度繰越)

監 査 報 告

先般、当協議会の会計処理について、支出伝票、現金出納帳及び預金通帳等関係書類を監査した結果、適正に処理されていることを確認しましたので報告します。

令和4年5月18日

監 事 日高農業改良普及センター
次 長 森 久 夫



日高東部森林組合
代表理事組合長 森 政



議案第 1 号

令和 4 年度 事業計画（案）

1. 運営部会の開催

- 開催目的：鳥獣被害防止のための施策に係る協議
- 開催回数：年間概ね 2 回
- 会議構成：猟友会浦河支部浦河分区並びに荻伏分区
浦河町役場鳥獣被害対策室（事務局）

2. 新規狩猟者確保事業「浦河町狩猟セミナー」の開催

- 開催目的：猟友会の高齢化・人数減少傾向を防ぐため、新規狩猟者の確保・育成を図ることを目的とする
- 対象者：浦河町民全員
- 事業内容：狩猟ができるまでの講演・狩猟見学
（1 日の流れ…講演会⇒駆除見学⇒解体作業見学）

3. その他

- ① エゾシカによる鳥獣被害対策事業 《別添資料 2 のとおり》
- ② 令和 4 年度有害鳥獣捕獲計画 《別添資料 2 のとおり》
ヒグマ箱わな運搬に係る費用について、令和 4 年度から、町より直接業者へ依頼するため、奨励金としての交付は無くなります。
- ③ アライグマ・タヌキ・キツネの年度別捕獲集計表 《参考資料のとおり》
※町箱罠による捕獲数

《別添資料2》

①エゾシカによる鳥獣被害対策事業

罥り罠による捕獲事業及び浦河町野生鳥獣処理場の開設運営について

平成31年4月より罥り罠及び処理場の運営を業務委託しており、令和4年度についても業務委託する。

- 委託業者：株式会社アイコンズ
- 委託期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 契約期間：7,975,000円（税込）
- 委託内容：①浦河町野生鳥獣処理場の開設運営（毎週月曜午後／火曜日定休）
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ②罥り罠による捕獲事業
 - ・ 令和4年4月11日～7月31日
 - ・ 令和4年10月1日～12月25日（予定）

②令和4年度有害鳥獣捕獲計画

(1) 有害鳥獣駆除許可及び従事者件数（R4.4.1時点）

対象鳥獣	許可又は従事者 延件数		駆除計画 頭羽数	有害鳥獣駆除期間
	銃猟	罠猟		
エゾシカ	32件	16件	3,000頭	銃・罠 R4.4.1～R4.12.25 銃・罠 R5.2.1～R5.3.31
ヒグマ	32件	14件	15頭	銃・罠 R4.4.1～R4.9.30
キツネ	13件	8件	80頭	銃 R4.4.1～R4.9.30 罠 R4.4.1～R5.3.31 (町職員・猟友会選出ハンター)
カラス	13件	-	50羽	R4.4.1～R4.9.30
タヌキ	-	8件	70頭	R4.4.1～R5.3.31 (町職員・猟友会選出ハンター)
アライグマ	-	1件	280頭	R4.4.1～R5.3.31 (猟友会選出ハンター)

※駆除計画頭羽数はR4年度～R6年度被害防止計画に基づくものです。

(2) 鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業補助金及び有害鳥獣駆除奨励金交付単価

対象鳥獣	区 分	単 価（1頭当たり）				
		令和3年度		増減		
エゾシカ	捕獲（補助金）	有効活用	9,000円	有効活用	9,000円	0円
		焼却	8,000円	焼却	8,000円	0円
		幼獣	1,000円	幼獣	1,000円	0円
	処理加算（奨励金）	2,000円		2,000円		0円
ヒグマ	捕獲（奨励金）	10,000円		10,000円		0円
	出動手当（奨励金）	5,000円		5,000円		0円
	罟設置者による巡回	10,000円		10,000円		0円
アライグマ	捕獲（補助金）	1,000円		1,000円		0円
	捕獲（奨励金）	2,000円		2,000円		0円
キツネ	捕獲（奨励金）	3,000円		3,000円		0円
タヌキ	捕獲（奨励金）	3,000円		3,000円		0円
カラス	捕獲（奨励金）	700円		700円		0円

※ヒグマの巡回については、1月当りの単価

(3) ヒグマ箱わな運搬に係る費用について

対象鳥獣	区 分	単 価（1回当たり）		
		令和3年度	令和4年度	
ヒグマ	業者	設置運搬	20,000円	町より直接業者へ依頼するため、奨励金としての交付は無くなります。
		撤去運搬	20,000円	
	自己所有車	設置運搬	10,000円	
		撤去運搬	10,000円	

(4) エゾシカー斉駆除に係る謝金等交付単価

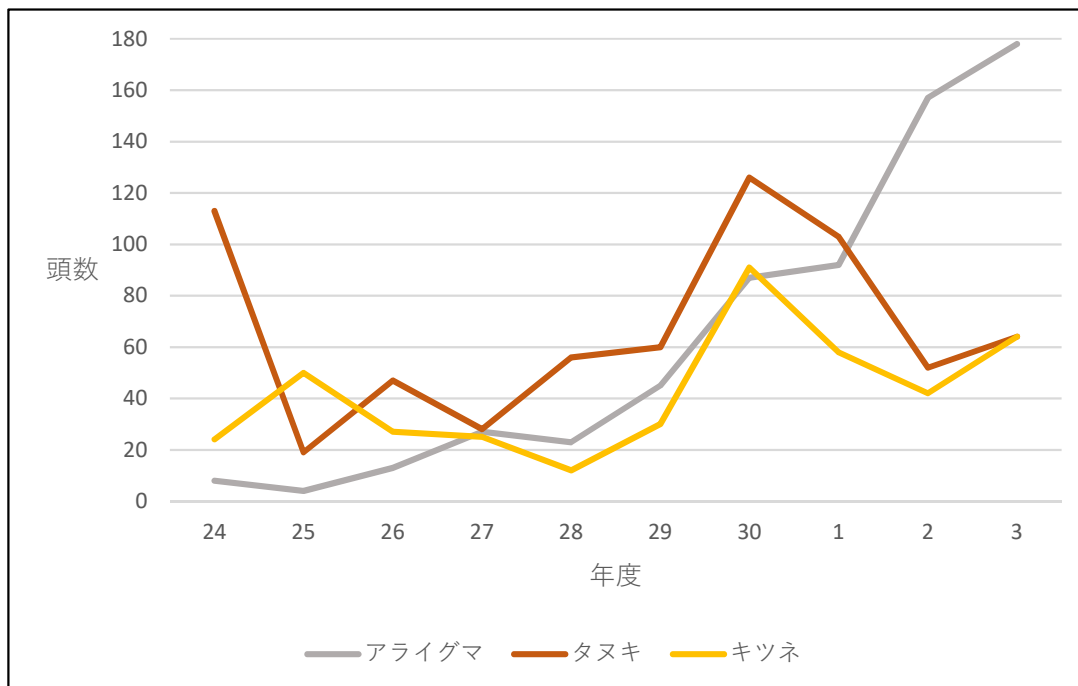
区 分	単 価（1人当たり）		
	令和3年度	令和4年度	増減
謝金	15,000円	15,000円	0円
運搬車両費	10,000円	10,000円	0円

- ・謝金単価については、弾代、移動車両費が含まれた金額となります。
- ・運搬車両費は、捕獲したエゾシカを処理場まで運搬する車両借上料です。

《参考資料》

③年度別捕獲集計表（町箱罟による捕獲数）

令和3年度末集計



令和3年度末集計

(頭数)

年度	アライグマ	タヌキ	キツネ
24	8	113	24
25	4	19	50
26	13	47	27
27	27	28	25
28	23	56	12
29	45	60	30
30	87	126	91
1	92	103	58
2	157	52	42
3	178	64	64

タヌキ捕獲頭数は平成26年以降、既に有害対象となっているキツネよりも高い水準で推移している傾向にある。

アライグマ捕獲頭数は年々増加傾向であり、令和2年度では捕獲開始以来初めて年間捕獲頭数が150頭を超えた。令和3年度も増加しており、個体数削減に歯止めがかかっていない。

議案第2号

令和4年度収支予算（案）

鳥獣被害防止対策協議会

収 入 (単位：円)

項 目	本 年 度 予 算 額	前年度当初 予 算 額	前年増減	摘 要
補 助 金	30,000	30,000	0	浦河町より
合 計	30,000	30,000	0	

支 出 (単位：円)

項 目	本 年 度 予 算 額	前年度当初 予 算 額	前年増減	摘 要
報 償 費	10,000	10,000	0	講師謝礼 5,000円×2名 (2日×1名)
車 両 借 上 料	20,000	20,000	0	車両借上料 5,000円×4台 (2日×2台)
合 計	30,000	30,000	0	

議案第3号

役員改選について

現役員の任期満了に伴い、協議会規約第8条の規定に基づき役員改選を行う。
会長については、規約第5条第2項の規定により町長があたる。

副会長及び監事については、規約第5条第3項の規定により協議会構成員の中から選任する。

	改選前	改選後
会 長	浦河町長 池田 拓	浦河町長 池田 拓
副会長	ひだか東農業協同組合 代表理事組合長 笹島 政信	
監 事	日高農業改良普及センター 次長 森 久夫	
監 事	日高東部森林組合 代表理事組合長 森 政巳	

任期：令和7年度総会まで

浦河町鳥獣被害防止対策協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、浦河町鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）と称し、浦河町役場鳥獣被害対策室に事務局を置く。

(目的)

第2条 この協議会は、浦河町における野生鳥獣の農林畜産物に対する被害状況を的確に把握し、町内における被害防止対策を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 鳥獣被害の防止に関する施策に関すること
- (2) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること
- (3) その他目的達成のため必要な事項に関すること

(構成員)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、町長があたる。

3 副会長及び監事は、第4条の構成員の中から総会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は会長又はその代理人が務める。

3 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 第4条に掲げる構成員はあらかじめ会長の承認を得て、当該構成員の所属する団体等の他の職員を代理人として会議に出席させることができる。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて有識者等の出席を求めてその意見又は説明を聴取することができる。

(部会の目的及び設置)

第10条 会長は、鳥獣被害の防止のための施策に係る運営上の取り扱いについて、協議及び決定するために、運営部会を設置することができる。

2 前項の運営部会は、事務局、北海道猟友会浦河支部浦河分区及び荻伏分区で構成するものとする。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務処理及び会計処理)

第12条 協議会事務局の事務処理及び会計処理については、浦河町に準じる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年9月18日から施行する。

この規約は、平成22年8月25日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年10月19日から施行する。

この規約は、平成26年5月8日から施行する。

この規約は、平成28年5月11日から施行する。

この規約は、平成31年4月26日から施行する。

別表(第4条)

団 体 役 職 名
浦河町長
ひだか東農業協同組合代表理事組合長
日高東部森林組合代表理事組合長
北海道猟友会浦河支部浦河分区長及び副分区長
北海道猟友会浦河支部荻伏分区長及び副分区長
日高農業改良普及センター次長
浦河町野生鳥獣処理場の受託事業者